

三原市建設工事総合評価方式試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、三原市が発注する建設工事に係る総合評価方式の試行に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

（対象工事）

第3条 この要領は、次のいずれかの建設工事に係る入札を対象とする。

- （1） 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、施工計画を求めない場合のほか、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事。
- （2） 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、安全対策、交通や環境への影響及び工期の短縮等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事。
- （3） 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事。

（学識経験者の意見聴取）

第4条 総合評価方式を実施する場合において、令第167条の10の2第4項（第167条の13により準用する場合を含む。）の規定による学識経験を有する者による意見聴取は、三原市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を通じて行わなければならない。

（入札公告等）

第5条 市長は、総合評価方式で建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合は、令に定めるもののほか、次の事項について公告又は通知する。

- （1） 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等
- （2） その他必要と認める事項

（入札時に必要な資料）

第6条 市長は、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術資料等を提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

- 2 必要な技術資料等を提出しない入札者による入札又は当該技術資料等に必要事項が記載されていない入札者による入札は、無効とする。
- 3 資料の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

（落札者の決定基準）

第7条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第 8 条 第 7 条の評価基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目

評価項目は、総合評価方式の形式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とし、加算点は 10 ～ 50 点の範囲内で定めるものとする。

(評価の方法)

第 9 条 価格以外その他の条件の評価に係る総合評価は、加算点に標準点(基礎点)の 100 点を加えたもの(以下「技術標準点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

技術評価点 = 標準点(基礎点) + 加算点

評 価 値 = (技術評価点 / 入札価格)

(落札者決定の方法)

第 10 条 落札者を決定しようとするときは、第 4 条に定める学識経験を有する者の意見を聴いた後に、審査委員会の議を経て、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者として市長が決定する。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

2 評価値の最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者がくじ引きに参加できないと認められるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(総合評価結果の公表)

第 11 条 入札契約担当職員は、入札終了後すみやかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(苦情申立等)

第 12 条 入札に参加した者で落札者とならなかった者は、落札者として選定されなかった理由の説明を、入札契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して 10 日(三原市の休日を定める条例(平成 17 年三原市条例第 2 号)に規定する休日を除く。)以内に入札契約担当職員に申立てることができるものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。